

東商品支発第29号
平成20年5月8日

東京商工会議所税制委員会
委員長 西澤 宏繁 様

東京商工会議所品川支部
会長 大山忠一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武田健三

品川支部 平成21年度税制改正要望

日本経済は、サブプライムローン問題に端を発する米国経済の減速や、株式市場の低迷、官製不況と呼ばれる住宅着工の減少、個人消費の脆弱さ、原油価格高騰をはじめ原材料高などの影響によって、足元の経済、景気動向に不透明感が増しているなかで、多くの中小企業は景気回復を実感できないのが実情です。

わが国にとって財政再建の推進が喫緊の課題です。言うまでもなく、基礎的財政収支の黒字化は、財政再建の一歩に過ぎません。着実な財政再建の実現には、第一に、債務残高の削減に向けた新たな目標を積極的に設定していくとともに、複式簿記の採用など公会計改革と情報公開の徹底を貫徹すべきです。第二に、特に、後述のとおり特別会計・特定財源をゼロベースで抜本的に見直すなど徹底した歳出削減を続けることが不可欠です。特に、消費税の引き上げは、国内消費の盛り上がりが欠ける中では、中小企業に与える影響が大きく、導入すべきではありません。この際、税体系の抜本的改革の過程においては、歳出削減が不十分なままで、増税ありきの論議は避けるべきと考えます。

もちろん経済成長戦略の着実な実行は不可欠です。その趣旨に沿い、今後の税制改正にあたっては、わが国の企業の大半を占め、経済はもとより地域社会そのものの根幹を支える存在である中小企業とりわけ中小同族会社がその活力を損なうことがないよう配慮すべきです。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活

発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。税制委員会、事業承継問題委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

記

I. 徹底した歳出削減の継続と早期の抜本的税制改正

1. 中小企業税制に則した早期の抜本的税制改正

昨年12月の与党税制改正大綱の中で、「税体系の抜本的改革に向けた橋渡しとして、これまでの構造改革の過程で生じた諸問題への対応に重点を置いた」としています。平成19年度から引き続いて、先送りの感は拭えないものの、抜本的改革を志向する以上、与党ならびに政府の税制に関する議論はオープンを基本とし、取り纏めの過程において広く国民の声を聴取すべきです。

経済活性化のためには、中小企業の成長力向上が欠かせません。抜本的な税制改革を進めていく上で、未上場企業のうち、中小・同族企業に焦点を当てる必要があります。しかし、我が国の法人税の実効税率は、欧米諸国やアジア諸国に比べて高い税率となっており、中小企業の競争力を阻害している要因となっております。こうした背景を踏まえて、早急に中小企業の法人税実効税率の大幅な引き下げを要望いたします。それに伴い、法人税の中小企業軽減税率（現行：22%）の引き下げと、昭和56年以降据え置かれている適用所得金額（現行：800万円）の引き上げを要望いたします。

税制の抜本的改革の議論を進める上で、税制の仕組みが納税者にとって分かりやすい簡素なものにしていくとともに、経済成長の源泉であるキャッシュフローにおいても企業活力を損なうことがないようにすべきであるほか、長年の懸案である税制と会計の乖離の解消についても努めるべきです。

2. 徹底した歳出削減の継続

国会議員・地方議員を含む公務員人件費の削減、社会保障費の抑制、公共事業抑制の継続や、地方交付税交付金の抑制のほか、下記に述べるとおり、特に特別会計・特定財源の見直しなど、徹底した歳出削減なくしては、国民の政府に対する信頼度は低下の一途を辿ると思われます。

かねて「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の中で、財政再建の一つの目標としてきた2011年度の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成すべきであるからこそ、債務残高の削減に向けた、対GDP比率の圧縮や単年度の財政収支の黒字化など、新たな目標の設定を避けるべきではありません。

3. 特別会計制度の抜本的見直し

特別会計制度の抜本的な見直しは、歳出削減策の中でも、最も大きな効果が見込める分野です。加えて、改革の過程での透明性やチェック機能の向上により官製市場の縮小すなわち行政改革の前進も期待できます。

道路特定財源の見直しの議論の過程で明らかになったように、特別会計制度には、予算全体の複雑化と国民の監視の困難さ、不要不急な事業に対する出費、非効率な歳出がされやすいといった問題を抱えています。

特別会計の歳出予算額は、純計額175兆円から国債償還費・利払費などの削減困難な予算を除いた予算精査対象財源は11.6兆円（2007単年度）との見解です。

これに対して、2005年度決算ベースで1.1兆円に上る純剰余金および210.8兆円に上る積立金の活用や、廃止・民営化などの徹底整理により相当程度の財源が捻出可能と考えられます。

政府は、平成19年に「特別会計に関する法律」を改正し、特別会計の統廃合や事務及び事業の見直し、歳出の効率化・合理化や明確な必要性のない剰余金等の財政健全化への活用等の方針を定めていますが、国と地方の債務が1,000兆円を超えた中、特別会計制度はいったん白紙に戻し、早急に一般会計に統合すべきです。

4. 消費税率の引き上げに反対

昨年12月の与党税制改正大綱の中で、「消費税を含む税体系の抜本的改革については、今後、「基本的な考え方」に基づき、平成16年度年金改正法やこれまで政府・与党が定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現する。なお、税体系の抜本的改革を行うに当たっては、内外の経済動向を注視し、必要に応じ、機動的・弾力的に対応することとする」としています。

2011年度における基礎的財政収支の黒字達成は、前述のとおり徹底した歳出削減、特別会計制度の抜本的な見直し、経済成長による税の自然増収によって達成すべきであり、安易な消費税率の引き上げは避けるべきです。

平成9年の消費税率引き上げにおいては、2%の引き上げ率にもかかわらず、個人消費に深刻な影響を与える結果となり、長期の景気悪化をもたらしました。また、消費税は景気に与える影響が大きいだけではなく、税額を価格転嫁できない中小企業に負担が偏る問題も発生します。

当支部は、徹底した歳出削減がなく、国内消費の盛り上がりに欠ける中、中小企業の経営に多大な影響をもたらす消費税率の引き上げには反対いたします。

II. 中小企業の成長に資する税制の確立

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の撤廃

平成18年度税制改正において、特殊支配同族会社の役員給与について損金算入の制限措置が導入されました。

当支部は、本制度について、以下の重大な点（①同じ法人でありながら特定の法人に対し税負担に差を設けることは公平性に反する、②給与所得控除については全体の税制の中で考えるべき、③起業促進を通じて経済活性化を図るという会社法の理念に反するおそれ、④中小企業の大多数を占める同族会社に重大な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、事前に十分な議論もなく決定されたこと）を含み、看過できないことから、一昨年の1月に、撤回を求める要望を提出いたしました。

本制度については、平成19年度税制改正において、適用所得金額が引き上げられ、今後は対象となる企業が縮小することになりましたが、そもそも、特殊支配同族会社という概念を新設し、その業務主宰役員の給与所得控除相当額を課税対象としたことは、他の会社との公平性を欠くものであり、改めて、本制度が速やかに完全撤廃されるよう、関係各方面に強力に働きかけを行ってくださいますよう要望いたします。

2. 留保金課税の撤廃

留保金課税は、同族会社がオーナー経営者の所得税負担を軽減するために株主への配当を出さず必要以上に内部留保をしている場合があるとして昭和29年に創設されました。

平成19年度税制改正において、特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額または出資金の額が1億円以下である会社を除外することとなりました。

かねて、当支部は、そもそも大企業に比べ、自己資本に乏しく資金調達を間接金融に頼らざるを得ない中小企業にとっては、金融機関の心証を良くするうえでもバランスシート改善のために内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る必要性があることなどから、本制度の廃止を要望してきました。

現在は、地域経済と雇用の大半を支える中小企業の活性化が喫緊の課題であります。発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための過小資本の克服こそが大きな経営課題となっており、適用対象の除外にとどまらず、完全廃止を要望いたします。

3. 役員賞与の損金化

ベンチャー企業や上場企業等において、業績連動型の役員報酬制度の導入が広がりつつあり、大企業に比して経営者自身の力量に経営が左右される面が強い中小企業においても、経営者や幹部役員の意欲向上を引き出す仕組みとして注目を集めています。

平成18年度税制改正において、予めの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与（役員賞与を含む）について一定の要件（当該会社が非同族会社であること、当該年度において損金処理をしていること、算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続きが執られており、かつ、有価証券報告書等で開示されていること等）を満たす場合に損金算入を認めることといたしましたが、今後は、中小企業も対象となるよう検討すべきです。

また、経営の自由度を奪うことにも繋がる役員賞与の事前確定届出制は、早急に撤廃することを要望致します。そもそも、企業を取り巻く環境が大きく変化し、従業員に対しても業績連動型の制度導入が普及しつつあることも踏まえ、事前確定届出制の完全撤廃と、非同族会社に限らず役員賞与は原則として全額を損金化することを要望いたします。

4. 配当への二重課税の解消

現在、配当に対しては、配当を行う企業において法人税が課税され、配当を受け取った法人・個人の段階でも、それぞれ法人税・所得税の課税がなされています。この二重課税によって、表面上と税引後の利回りの乖離が大きくなり株主から見た配当の魅力が損なわれることとなっているほか、投資に対する阻害要因ともなっています。

したがって、①法人税における受取配当金の益金不算入割合の100%への引き上げ、②所得税における源泉徴収の廃止と受取配当の全額所得控除等、配当を行う企業の段階以外での課税を取り止めることを要望いたします。

5. 欠損金の繰越控除対象期間の延長

平成16年度税制改正において、欠損金の繰越控除期間が5年から7年に延長されましたが、近年のデフレ下において多額の欠損を抱えた企業を早期に健全化するには、繰越控除の対象期間のさらなる延長が必要です。継続的な事業体である法人の特性に着目すると、繰越期間は無期限とするのが望ましいものと考えますが、当面は、財政事情等に鑑み、商法上の商業帳簿保存期限である10年に延長することを要望いたします。

また、繰越控除対象期間の延長に合せて必要となる税法上の帳簿類の保存期限の延長に際しては、電子データの活用による保存など、事業者と税務当局双

方の負担を軽減する方法についての検討を要望いたします。

6. 減価償却方法・耐用年数のさらなる見直し

平成20年度与党税制改正大綱において、大幅な改正がなされ、法定耐用年数を390区分から55区分への集約、自動車や電機等技術革新が早い業種の法定耐用年数の短縮、短縮特例制度の手続き簡素化が実現いたしました。

かねて、当支部は、わが国製造業の国際競争力を維持・強化していくためには、減価償却の方法や耐用年数などの制度設計が技術革新の進展や機械設備の使用実態に即したものでなければならないと考え、減価償却方法の見直しを要望して参りました。

そもそも、企業活動における設備投資は経営判断に属するものであり、減価償却方法や耐用年数などは、すべからく経営者の自由裁量に任せられるべきものと考えます。

今後は、より一層の減価償却方法・耐用年数の見直し、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の恒久化と、対象資産価格を100万円程度まで引き上げる改正がなされるよう要望いたします。

III. 中小企業の事業環境改善に資する税制の確立

1. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

廃業率の高止まりの背景には、中小企業者の高齢化が進んでおり、2002年度においては50歳以上の経営者が全体の70.6%にも達し、事業承継局面に立たされている中小企業が増加しているのにも関わらず、事業承継に係る適切な支援体制が不足していたことがあります。

長きに渡って、当支部が要望しておりました相続税に係る抜本的な改正が、平成20年度与党税制改正大綱において、「事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」で実現がなされました。しかしながら、5年間の代表者としての事業継続が必要など事業相続人の要件が厳しい、発行済議決権株式総数の2/3以下の制限があるなどの問題が残っております。

そこで、当支部では以下の点を要望いたします。
①事業相続人に限定しない、
②事業継続に関する要件の緩和、
③発行済議決権株式総数の規制の撤廃、
④相続税猶予額を100%まで引き上げる、
⑤制度の使い勝手など実効性確保のために、運用上で柔軟に対応する。特に、事業継続における従業員数の要件については、中小企業の経営実態に即した柔軟な対応が求められます。

また、事業承継円滑化の次のステップとして、日本の産業の担い手である中小企業の持続的な成長のために、現在の相続時精算課税制度とは別枠で、事業

に関する財産、すなわち事業承継における自社株式に関しては無償贈与が認められるなど、事業承継に関する生前贈与制度の創設が求められます。

同じく大きな課題である後継者不足については、自社内人材の育成や第三者への譲渡に係るものなど、税制のみならず、金融、相談ほか総合的な支援体制を早期に確立されるよう要望いたします。

2. 消費税簡易課税選択の柔軟化

平成16年度より消費税の免税点および簡易課税制度適用売上額が引き下げられました。売上10百万円超50百万円以下で簡易課税制度を事業者が選択する場合、事前に届出が必要で、2年間選択を変更する事が出来ません。

しかしながら、多くの中小・零細業者には2年後の事業内容を予測するのが難しいのが実情です。よって、本則課税か簡易課税の選択が当該事業年度にできるよう柔軟な運用を要望いたします。

3. 印紙税の廃止

印紙税は明治6年に制定された受取諸証文印紙貼用心得方規則に起源があり、創設時は商工業と農業との間における税負担の均衡を図る目的で導入されたものですが、時代背景の変化とともに当初の目的は薄れています。また、印紙税の現行の課税対象は紙の文書のみとなっており、近年の事務処理の機械化や電子商取引の発達により、これまでもっぱら文書により作成されてきたものが電磁的記録等で代用されており、現に大企業は印紙税の納入を免れています。したがって、課税の公平性から見ても、印紙税はすでにその社会的役目を終えています。平成20年度与党税制改正大綱において、不動産業取引等に係る印紙税を検討する旨の記載がありますが、不動産取引等に係わらず、印紙税全般の早急な制度の廃止を要望いたします。

4. 不動産譲渡損失等の他所得との通算

平成16年度から特定の居住用不動産を除いて不動産譲渡損失と他所得との通算が認められなくなりました。これにより、不動産の処分が困難になり、不動産の流通が妨げられ、国民全体の財産である不動産の有効活用を阻害しています。よって、不動産譲渡損失の他所得との通算及び繰越は非居住・居住に限らず認めるよう要望いたします。

5. 中間申告・納付制度の廃止

法人税・法人事業税・消費税等に課されている中間申告・納付制度について

は、前年度の納税実績に基づく予定納税が、業績が低迷している企業の資金繩りを圧迫し、延いては滞納等につながっています。

現行において、仮決算のうえで中間申告・納税を行うことが認められ、業績の急落に対する一定の配慮がなされていますが、中小・小規模企業の税務の実情を考えると中間決算を行うこと自体が困難な企業も多数存在しています。そもそも、未実現の収益等に対して課税され、滞納に対して延滞税・延滞金が課せられることも、事業者の立場としては受け入れ難く感じています。

よって、中間申告・納付制度は廃止し、①確定決算に基づく納税に際しては、納税資金の調達を配慮し、分納制度を設ける、②特に、預かり金的性格を持つ消費税については決算後の分納とする等、本来あるべき確定決算に基づく申告納税とするべきです。

6. 少子化対策としての税制優遇策の考え方

平成17年の国勢調査の結果により明らかとなった総人口の減少という事実を持ち出すまでもなく、わが国はすでに人口減少社会に突入しており、少子化対策はまさに急務となっています。

一つの方策として、数年来、児童手当の拡充が続いているが、これも充分ではありません。もちろん、施策の実施にあたっては、その効果や効率性を勘案したうえで選択がなされるべきではありますが、少子化対策について決め手を欠いているのが現状であるならば、あらゆる施策を総動員する以外に手立てはないものと考えます。

平成19年度、平成20年度与党税制改正大綱に連続して、税制面においても少子化対策を支援していくことが重要な課題であると検討事項に記載があります。については、20歳までの遞増型税額控除の導入など、大胆な施策を早急に採用するよう要望いたします。

7. 健康増進税制の創設

高齢化にともない国民の健康に関する関心が年々高まりを見せているほか、医療費負担の増大等を背景として関連施策の拡充も求められています。

この際、広く健康増進に資する費用について、例えば健康機器の購入費用やスポーツ施設利用料金などについて所得控除を認める等、健康増進税制の創設を要望いたします。

8. 外形標準課税の完全撤回

法人事業税への外形標準課税は、平成16年度から資本金1億円超の法人を対象に導入されました。企業の本来経費である労務費や地代家賃を課税標準と

するものであり、もとより納得性の高い制度とは言えません。また、仮に資本金1億円未満の中小企業にも対象を拡大するようなことになれば、いわば増税倒産を引き起こすことも否定できません。よって、外形標準課税導入の完全撤回を要望いたします。

9. 環境税導入に絶対反対

昨今の自然災害や異常気象の発生に地球温暖化が少なからず影響しているとの学説等を勘案しますと環境保護について努力は必要不可欠でしょうが、そのための手段は多様であるべきと考えます。

すなわち企業活動に対する税制についても、課税措置ではなく、むしろ環境対応や省エネ等の設備投資等を促す優遇措置を拡充していくべきです。この方が企業側の意識も高まり、結果として目的を達成できるのではないか。よって、企業活動を阻害しかねない環境税の導入には断固として反対いたします。

IV. 納税環境の整備

1. 電子申告・納税制度の普及促進

平成16年度に運用が始まった「e-Tax」の利用は、平成18年度は目標の利用率2%を越えた2.89%となっておりますが、国税庁が掲げる平成22年度に利用率50%の目標達成とは大きな乖離があります。

平成20年度与党税制改正大綱の中で、「電子納税の新たな納付手段の創設」、「電子申告における第3者作成書類の添付省略の対象書類の追加」、「納税証明書の電子申請による書面交付」が追加されました。

しかしながら、今後は、従来方法である、納税者本人による住基カードをもとにした申告に際しての税額控除にとどまらず、多様なインセンティブを導入していくなど、「e-Tax」普及策を積極的に講じていくべきと考えます。

2. 国民の納税意識の向上

国や地方の財政が危機的状況を迎えた要因の一つとして、かねて国民の政治や行政に対するチェック機能の弱さが指摘されます。また、同時に、これを誘因したものとして、源泉徴収制度の存在に着目する見解もあります。

本制度は、昭和15年に導入され、その合憲性が争われた際の最高裁の判示では、「源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と労力とを節約し得るのみならず、担税者の側においても、申告、納付等に関する煩雑な事務から免れることができる。また、徴収義務者にして

も、給与の支払をなす際所得税を天引しその翌月 10 日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところは全くなしとはいえない。されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法としても能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものといわなければならない」（最大判昭 37. 2. 28 刑 16. 2. 212）とされています。

もちろん徴収率の向上や徴収事務の効率化など、本制度がもたらした一定の貢献は認めるところですが、国民の納税意識の低下を招いては元も子もありません。こうした不利益を克服すべく、電子申告・納税制度の普及とともに、源泉徴収制度の廃止についてもワンセットで進めるべきと考えます。

以上